

中小企業の展示会出展費を支援します！

## 「京都市ものづくり中小企業等販路開拓支援事業（国内外展示会出展助成）」 の実施について

京都市では、物価の高騰等により、市内中小企業者の経営環境が厳しい状況にある中、意欲的に国内外の販路開拓に取り組む中小企業やベンチャー企業等を支援するため、展示会や商談会等の参加に要する経費の一部を補助する「京都市ものづくり中小企業等販路開拓支援事業（国内外展示会出展助成）」を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

なお、申請方法、申請書の提出先等の詳細につきましては、運営事業者の選定後、改めてお知らせします。

記

### 1 事業概要

#### (1) 補助対象者

製造業(※)を営む事業者であって、京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小事業者

※製造業…日本標準産業分類において、「製造業」、「ソフトウェア業」、「情報処理サービス業」に分類される産業

#### (2) 補助対象事業

国内外で開催される展示会等（オンライン上で開催するもの、一般消費者への販売を主たる目的とするものを除く）に出展するものであって、以下の要件を満たすものが対象となります。

- ア 補助対象者が主催・共催、後援する展示会でないこと
- イ 自社で開発する商品を出展していること
- ウ 他の助成金等を受給し、出展する展示会でないこと

#### (3) 補助金額等

##### ア 補助金額

申請に当たって、  
下限額を設けています。

補助対象事業	補助率	補助対象経費の 下限額	補助上限額
① 国内展示会	補助対象経費の 2分の1以内	200千円	200千円
② 海外展示会			400千円

※1 補助対象者につき1申請のみ、1展示会の出展に係る経費のみを対象とします。

※補助対象経費の総額が200千円未満の場合は本事業の対象外となります。交付決定を受けた場合でも、実施後、補助対象経費の総額が200千円未満となる場合は対象外となります。

※補助金は予算の範囲内で交付しますので、申請の全額が交付されるとは限りません。

## イ 補助対象期間

令和5年4月1日(土)～令和6年2月29日(木)に開催される展示会等への出展で、同期間内に発注・契約・納品・支払いの全てを完了しているもの。

## ウ 補助対象経費

経費	内容・留意点
出展小間料	申請者名義で自ら主催者と契約し、自ら出展小間内で商談を行うための小間スペース料
小間装飾費	小間に設置する什器、備品のリース代、電気代(設営工事費を含む)、主催者の提供する、以下に該当するパッケージ装飾等の小間装飾委託費 ア 小間装飾に係る委託費や備品等のリース代であること(購入は不可) イ 小間内に掲示、配架するポスター・パネル・パンフレットの印刷委託費(印刷に付随するデザイン費含む) ウ リアル展示会の自社小間内での仕様が写真等により確認できること
輸送費	展示物及び展示に伴う備品の展示会場への輸送を、運送事業者へ外部委託する場合の輸送委託費であって、以下の項目に該当する経費 ア 自社の所在地と展示会場間の経由地を含まない経費 イ 展示に係る輸送であること

### ※補助の対象外となる経費

人件費、旅費、宿泊費、レンタカー代、ガソリン代、駐車場代、通信費、損失補填、公租公課(消費税等)、展示会出展キャンセル料、協賛金、手数料、振込手数料(代引手数料を含む。)、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のために税理士等に支払う費用等

## エ 申請受付期間

令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木) 午後5時必着

## オ 申請書提出方法、申請書類提出先

運営事業者を選定後、改めてお知らせいたします。

## 2 問合せ先(補助金募集開始時まで)

京都市役所産業観光局産業イノベーション推進室事業推進担当(鈴木、神尾)

TEL 075-222-3324/E-mail [sanshin@city.kyoto.jp](mailto:sanshin@city.kyoto.jp)

※補助金募集開始以降の問合せ先につきましては、改めてお知らせいたします。

補助金申請書類の提出方法及び提出先、補助金募集開始後(11月1日～)の問合せ先につきましては、公募型プロポーザルによる運営事業者の選定後、10月下旬に京都市HP及び広報発表にて改めてお知らせします。